

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター宿泊旅行助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊旅行を行った会員に対し、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付を受けられる者は、センターの会員とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、会員 1人 1泊につき 2,000 円とする。ただし、助成は、年度内に 1人 1泊とする。

(助成金の請求方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、宿泊した日から 2 年以内に宿泊旅行助成金交付請求書により理事長に請求するものとする。この場合において、同一事業所に勤務する者が団体で宿泊旅行をしたときは、宿泊旅行をした会員の委任状を添付して、その代表者が一括して請求することができるものとする。

2 前項の請求をするときは、利用した旅館等の領収書又はその写しを添付しなければならない。

(権利の時効)

第5条 この要綱による助成金の請求権は、その助成事由が発生した日から 2 年間で消滅する。

(助成金の支払)

第6条 理事長は、第4条第1項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに請求者に助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払は、口座振込又はセンターの窓口払いとする。

3 センターの窓口で支払を受けようとする者は、身分を証明するものを提示しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 理事長は、助成金を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金を受けたと認められるときは、直ちにその者から助成金を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター宿泊旅行助成金交付要綱による交付事由については、この要綱による交付事由とみなす。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。